

第8期荒川区高齢者プランを策定

誰もが安心して暮らせる 「生涯健康都市あらかわ」の実現に向けて

区では、令和3～5年度の3か年を計画期間とする「第8期荒川区高齢者プラン」を策定しました。

今号では、第8期プランの概要（施策の推進・介護保険事業計画）、介護保険料の改定等について、お知らせします。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611



高齢者プランとは

老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定するプランで、3年に1度改定しています。

第8期プランの全文は

第8期プランの全文は、区役所2階福祉推進課・地下1階情報提供コーナー、荒川区ホームページで閲覧できます。

なお、4月上旬以降、情報提供コーナーで、冊子を有償頒布（1冊450円）します。

▶「安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して

区は「第8期荒川区高齢者プラン」を策定し、第7期プランの地域包括ケアシステムの5本柱（生活支援・介護予防・介護・住まい・医療）を継承しつつ、地域共生社会実現への取り組み等を基本方針に据えて、より一層、地域包括ケアシステムの推進を図っていくこととしました。

令和3年4月施行の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においても、地域を支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現等を目指すとされており、区では、第8期プランに掲げた施策や事業を着実に推進し、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまちあらかわ」を目指して全力で取り組んで参ります。

区民、事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、日夜、さまざまな分野においてご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

区では、引き続き、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所とその従事者の皆様への支援を、適時適切に行って参ります。

さて、本年1月1日現在、荒川区の高齢化率は23.2%で23区の中でも5番目と高く、令和7年には団塊の世代が75歳以上となることから、後期高齢者の割合がさらに増加することが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、



荒川区長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎

第8期プランの施策の推進

第8期プランは、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を見据えた計画とし、さらには、団塊ジュニアの世代が65歳を超え現役世代が急減する令和22年を念頭に、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことを目的として策定しました。

具体的には、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムを構成する5本柱（生活支援・介護予防・介護・住まい・医療）に沿って、介護予防と健康づくりを推進するとともに、中重度の要介護者の在宅生活を支えるための施策を展開していきます。

問合せ 福祉推進課管理係 ☎内線2611

基本理念

健康づくりで
元気に

自立を
目指して

ともに
支え合って

地域の連携と支援により、安心して
住み続けることができるまち あらかわ

基本方針と施策の方向

基本方針1

高齢者の社会参加の促進と
地域共生社会実現への取り組み

施策の方向

- 就労・生涯学習の推進
- 地域活動へ向けた場づくりの支援
- 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化
- 在宅生活を支える福祉サービス

重点事業

- ふれあい絆・活サロン補助事業
- 住民主体の地域介護予防活動への支援
- 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操
- 高齢者みまもりネットワーク事業
- 生活支援体制整備事業

基本方針2

介護予防と健康づくりの推進

施策の方向

- 健康づくりの推進
- 効果的な介護予防の推進
- 認知症と共生する地域づくりと予防

重点事業

- 荒川ころばん体操リーダー養成・支援
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 認知症に関する普及啓発・本人発信支援

基本方針3

介護サービスの充実

施策の方向

- 介護保険制度の運営
- 被保険者に対する支援
- 介護サービス向上の取り組み

重点事業

- 介護サービス事業者との連携
- 地域ケア会議

基本方針4

高齢者の住まいの確保

施策の方向

- 住まいへの支援
- 住まいの確保
- バリアフリー化の促進

重点事業

- 高齢者向け住宅・施設の確保

基本方針5

在宅医療・介護・福祉の連携推進

施策の方向

- 在宅医療と介護の連携
- 地域包括支援センターの機能の充実
- 権利擁護体制の充実

重点事業

- 医療と福祉の連携推進事業
- 地域包括支援センター事業
- 高齢者虐待対策事業
- 成年後見事業

第8期高齢者プラン(素案)への 主な意見の概要および区の考え方

パブリックコメントで寄せられた、主な意見等を紹介します。

- 募集期間 令和2年12月7日～12月25日（19日間）
- 意見総数 29件（9人）

生活支援

意見の概要

コロナ禍が長引くと予測されることから、コロナ対策に十分留意したうえで、地域で行う食事提供事業やカフェ事業を実施してほしい。

区の考え方

区では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を行いつつ、ふれあい絆・活サロンやオレンジカフェ等、開催できる通いの場が増加するよう支援していきます。

プランへの反映

すでに記載

介護予防

意見の概要

健康づくりやフレイル予防に役立つ免疫力を高める食生活についての支援をしてほしい。

区の考え方

区では、食生活改善に向けた支援として、栄養に関する講演会や各地域で実施する栄養改善・口腔保健の教室のほか、依頼に応じて管理栄養士・歯科衛生師等の専門職が訪問し、健康に関する講座を開く出張健康教室等を実施してきました。今後とも教室等の支援を行いながら、継続的に健康づくりに取り組める環境整備を推進していきます。

プランへの反映

すでに記載

地域包括支援センター

意見の概要

地域包括支援センターの人員体制強化が必要である。

区の考え方

区では、地域包括支援センターの体制を強化するため、平成30年度からセンター長を配置しています。地域包括支援センターは、地域の高齢者の最も身近な相談窓口であり、高齢者の実質的な支援を行う機関であることから、今後ともセンター職員が専門性を発揮できるよう、状況を見極めながら体制整備を進めていきます。

プランへの反映

すでに記載

第8期荒川区介護保険事業計画の策定

国の指針や介護保険制度の改正、第7期計画の実績等を踏まえて、令和3～5年度の介護保険事業運営に必要なサービス量や保険給付費等を推計しています。

問合せ 介護保険課介護給付係 ☎内線2431

◆高齢者人口等の推計

◆高齢者人口の推計

令和5年にかけては、前期高齢者(65～74歳)の数がほぼ横ばいか減少傾向であるのに対し、後期高齢者(75歳以上)の数は増え続けていきます。その後は「団塊ジュニア」が高齢者になる令和22年にかけて、高齢者人口が増加し、前期高齢者と後期高齢者の構成比が逆転すると見込んでいます(図1)。

◆要介護等認定者の推計

要介護・要支援認定者の数は、増加していくと見込んでいます(図2)。

◆介護保険事業費の推計

要介護・要支援認定者の数が増えることに伴い、必要となる介護サービスの量と介護保険事業に係る費用が増加していくと見込んでいます(図3)。

図1 前期高齢者と後期高齢者の人数(推計)

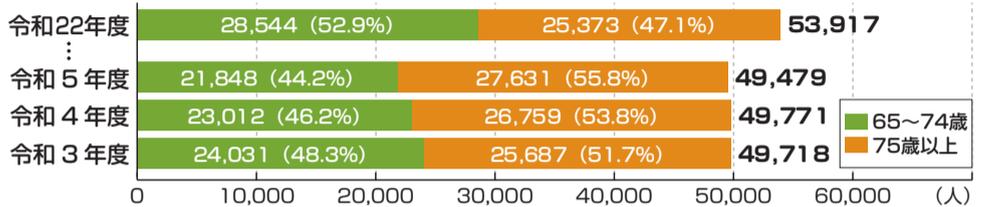


図2 要介護度別の人数(推計)

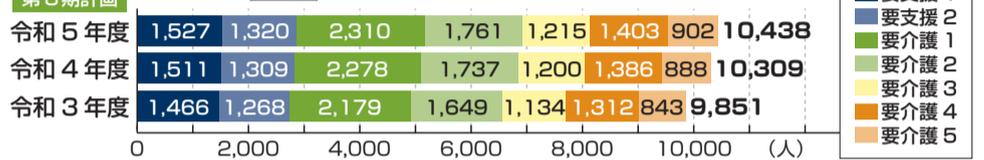


図3 介護保険事業費(推計)



◆介護保険事業の方向性やサービスの見込み

◆居宅サービス

近年、居宅サービスにおける各サービスの保険給付の実績は、増加傾向で推移している中で、特に「訪問看護」や「居宅療養管理指導」等の医療ニーズに対応したサービスに加え有料老人ホーム等での「特定施設入居者生活介護」等のサービスが大きく増加しており、今後も増加傾向がさらに強まると見込んでいます。

◆地域密着型サービス

地域密着型サービスのうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は、特に計画的に整備を進める必要があるため、本計画において整備目標数を定め、推進していきます。

区分	第8期整備目標数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3か所
小規模多機能型居宅介護	1か所
看護小規模多機能型居宅介護	1か所
認知症対応型共同生活介護	1か所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護または地域密着型特定施設入居者生活介護	1か所

◆施設サービス

施設サービスの保険給付の実績は、特別養護老人ホームが緩やかな増加、そのほかの施設サービスがほぼ横ばい傾向で推移しています。今後は施設サービスについて、居住系サービス等の整備状況等を考慮しながら、適切に整備等の検討を進めていきます。

◆地域支援事業

引き続き、地域包括支援センターの体制整備を行い、よりきめ細やかなサービスや支援を行います。また、区民主体の地域活動を推進するため、8つの日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスを実施している団体等と連携を図ることで、地域活動者間のネットワーク構築を推進していきます。

◆介護給付適正化の取り組み

介護給付の適正化の取り組みを進めるとともに、介護サービスの利用が必要な方を適正に認定し、認定を受けた方が実際に必要とするサービスを事業者が適切に過不足なく提供できるよう促します。区では、平成20年度からこうした取り組みを継続しており、第8期計画においても、引き続き以下の6事業を中心に取り組んでいきます。

◆要介護認定の適正化

要介護認定の適正な調査、介護認定審査会における公正な審査判定を実施し、公平な要介護認定の確保を図ります。

◆ケアプラン点検

ケアマネジャーが作成するケアプランについて、区職員等の第三者が点検および支援を行い、実際に必要とするサービスが提供されるよう改善します。

◆住宅改修等の点検

住宅改修を予定している方のご自宅の状況等を確認することで、不適切または不要な改修を防止します。また、福祉用具貸与では、適正な価格で貸与されていることを確認します。

◆縦覧点検・医療情報との突合

提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見します。また、医療担当部署との連携を図りつつ、受給者の入院情報と介護給付情報を突合し、重複請求等の誤りを発見します。

◆介護給付費通知

介護給付状況等を、区から利用者にお知らせすることで、適切なサービスの利用と提供について普及啓発します。

◆給付実績の活用

東京都国民健康保険団体連合会の給付実績データ等を活用することで、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

令和3年度から介護保険料を改定します

介護保険事業の運営に必要な費用の推計を基に、65歳以上の方（第1号被保険者）の第8期（令和3～5年度）介護保険料を定めました。

問合せ 介護保険課介護給付係 ☎内線2431

◆ 介護保険事業費(標準給付費)の財源

介護保険事業の運営に必要な費用は、**図1**のとおり、50%が公費（税金）で、残りの50%が被保険者の介護保険料で賄われています。

被保険者の介護保険料の負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています（この割合は、介護保険事業計画期間ごとに全国の人口比率により定められます）。

図1 標準給付費

	区負担金	都負担金	国負担金	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料
施設サービス	12.5%	17.5%	20.0%	23.0%	27.0%
	公費(50%)			保険料(50%)	
その他サービス	12.5%	12.5%	25.0%	23.0%	27.0%
	公費(50%)			保険料(50%)	

◆ 介護保険料の算定の考え方

第8期の3年間における介護保険事業の運営に必要な費用は約537億4000万円（**3面の図3**）と見込まれ、第7期（平成30～令和2年度）と比較して、約5.3%増加します。この介護保険事業費を基に、第1号被保険者の介護保険料の標準保険料を算出すると、第8期は月額6822円（第7期：6489円）となりますが、これまで積み立てた基金（介護給付費準備基金）から約6億1000万円を取り崩し、保険料の上がり幅の抑制に努めています。

◆ 65歳以上の方の介護保険料

上記のとおり介護給付費準備基金を取り崩した結果、第8期の標準保険料（第5段階）の月額は、6822円となるとところ342円の抑制が図られ、6480円となりました（第7期：5980円）。

この標準保険料額を基に、所得等の段階（15段階）に応じた介護保険料を算定し、令和3～5年度における所得段階別の介護保険料を**下表**のとおり決定しました。

段階	対象者	第8期保険料年額（ ）内は月額
第1段階	▶生活保護受給者 ▶老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方 ▶世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万 218円 (1685円)
第2段階	本人非課税	世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方
第3段階		世帯全員が区民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方
第4段階		本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階		本人が区民税非課税で世帯に区民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方
第6段階	本人課税	本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方
第7段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
第8段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方
第9段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方
第10段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方
第11段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方
第12段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方
第13段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方
第14段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方
第15段階		本人が区民税課税で、前年の合計所得金額が3000万円以上の方

※第1段階から第3段階は、国の保険料負担軽減措置を反映した保険料